

# 「福井駅周辺商業エリアにおける観光消費拡大事業」 運営・設営・広報業務委託 企画提案の募集要領

## 1 趣旨

本要領は、「福井駅周辺商業エリアにおける観光消費拡大事業」運営・設営・広報業務委託における企画提案を募集し、プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定める。

## 2 目的

北陸新幹線福井・敦賀開業効果を全県的に波及させるために、県内最大の乗降客数となる福井駅周辺において、観光客が駅周辺で購入することができない「推し」のグルメ、酒、工芸、福井ゆかりのコンテンツなどを展示・販売し、県内商業者の売上を増加させ、観光消費額拡大を図る。

については、その業務を効果的に実施するための運営・設営・広報業務にかかる企画提案を募集する。

## 3 企画提案を募集する委託業務内容

「福井駅周辺商業エリアにおける観光消費拡大事業」の実施に関する運営・設営・広報業務とする。

### (1) 運営業務

企画提案（イベント内容、装飾物 など）、実施計画策定、進行管理、企画調整打合せ、販売会場の管理・進行、関連企画の実施、集客・誘導、準備物手配、開催会場の調整、出展交渉、売上金額・入場者数の取りまとめ・県への報告、出展者への売上振込、人員手配、安全管理、衛生管理、環境配慮、保険契約など

### (2) 会場設営業務

会場の設営および撤去、備品機材等準備・搬入・据付、給排水電気工事、会場装飾、粗品・備品の保管場所等の確保、案内・説明・展示パネル等の設置 など

### (3) 広報業務

広告物等制作・校正、広告物取付撤去、メディア告知 など

## 4 企画提案に係る仕様

企画提案の内容は、以下の条件をすべて満たすものとする。

「推し」のグルメ、酒、工芸、福井ゆかりのコンテンツなどの展示販売会（以下、「観光消費拡大イベント」という。）において、特に観光客が駅周辺の商業施設で購入することができない商品などに訴求し、イベントの魅力向上・集客力アップを図る提案を積極的に行うこと。

### (1) 観光消費拡大イベントの開催

①開催場所 西武福井店 6階催事場（住所：福井市中央1丁目8-1）

②開催期間 第1弾：令和8年9月上旬 [6日間]

第2弾：令和8年11月上旬 [6日間]

第3弾：令和9年2月 [6日間]

※日程については県と協議の上、調整可能

### ③開催テーマ（案）

案1 「福井ゆかりのコンテンツを活用したイベント」

福井ゆかりのコンテンツを活用したイベントを中心に企画を提案すること。

案2 「食の秋にちなんだイベント」

旬の食材を使ったグルメなど秋に関連したイベントを中心に企画を提案すること。

案3 「若者向けのイベント」

流行りのグルメやグッズの販売を中心に企画を提案すること。

※上記はあくまで案であり、必ずこのような開催テーマの提案を求めるものではない

### ※ア～ウの共通事項

- ・ 駅周辺の商業施設で購入できない県内事業者の商品を販売すること。

④参加店舗数 90程度（1回あたりの出展者数 30社程度）

※催事ごとに県と協議の上、調整可能

### ⑤取扱商品

福井県内の店舗が取り扱う商品を中心とした構成にする。

※県外店舗の割合については、催事ごとに県と協議する。

### ⑥取扱商品の選定基準

- ・ 観光消費拡大イベントのイメージアップと集客が図られるよう、商品の魅力（味、技術、デザイン、パッケージ等）が高い商品を選定すること。
- ・ 新たに開発されたものや、期間限定のものなど、話題性の高い商品も盛り込むよう配慮すること。
- ・ 地域バランスに配慮し、県内各地域の特色を活かした県産品を広く選定すること。

### ⑦参加店舗の選定基準

次の要件を満たす事業者とする。なお、受託事業者は、参加店舗の選定に当たっては、参加店舗のリストを作成し、速やかに県と協議を行うこと。

- ・ ⑥の基準を満たす商品を取り扱っている事業者であること。
- ・ 集客を図るため、会場である福井市から遠い市町の事業者、普段催事に出展しない事業者を積極的に集めること。
- ・ 観光消費拡大イベント期間中の販売や商品の供給体制に対応できる事業者であること。

と。

#### ⑧商品の魅力を高める取組み

- ・ 参加店舗に期間限定の商品または新発売の商品の出品をするよう働きかけること。
- ・ 来場者に対して取扱商品の人気投票やアンケート調査を実施し、その結果を参加店舗にフィードバックすること。

#### ⑨買い回りを促進する取組み

西武福井店と連携し、買い回りを促進するような取組みを実施すること。

#### ⑩売上金の支払い

観光消費拡大イベントの売上げについては、西武福井店に計上し、売上の一定割合の-margin徴収後の残金を西武福井店から受託事業者に支払い、受託事業者は、入金を確認の上、出展事業者にそれぞれ売上げを支払うものとする。

なお、当方式に関する西武福井店との費用分担については、下記（7）に記載する。

### （2）観光消費拡大イベントの会場等の設営

#### ①レイアウト

来場者に、商品等のPRが効果的に行われ、全体の販売促進につながるような会場レイアウトとすること。

#### ②デザイン・装飾

観光消費拡大イベントや商品PRに効果のあるデザインや装飾を採用すること。

#### ③会場設営

出展事業者のためのブース設営ならびに撤去、物品、資材等のレンタル等の他、必要な装飾品等の設置ならびに撤去を行うこと。

#### ④周辺施設との連携イベントの設営等

周辺施設との連携イベント等に必要な備品、展示、装飾等の設置・撤去を行うこと。

### （3）広報

#### ①基本事項

- ・ 多くの来場者や参加者を得られるよう、ターゲットとなる客層の性別、年齢や居住地域に応じ重点的に実施すること。
- ・ 西武福井店や出展者等の協力を得て、それぞれの持つ広報媒体と連携した広報に努めること。
- ・ 出展者に対する消費者の理解を深める広報を実施すること。
- ・ 観光消費拡大イベントの集客に加え、終了後も出展者の店舗へ誘導するような仕組みを実施すること。
- ・ 広報媒体や広報資料は、県商業・市場開拓課の事前承認を受けること。

#### ②観光消費拡大イベント

ポスター・チラシの制作

以下の事項についてデザイン、コピーを含む制作および印刷一式とする

##### （ア）ポスターについて

- ・ 観光消費拡大イベントの啓発および集客が図られるような内容とする。

- ・ 規格はB 2版以上とする。
- ・ 観光消費拡大イベントの各回につき、200部程度を目安とする

(イ) チラシについて

- ・ 観光消費拡大イベントの啓発および集客が図られるような内容とする。
- ・ 規格はA 4もしくはB 4とする。
- ・ 観光消費拡大イベントの各回につき、事前告知用 100,000部（新聞折込用含む。）、当日用 10,000部程度を目安とする。

(ウ) SNSやデジタルツールによる情報発信

- ・ フェイスブックやインスタグラム等のSNSを活用した情報発信を行うこと。また、デジタルサイネージやYouTube等のデジタルツールを活用し、県内外に広く情報発信やPRを行うこと。

(エ) 西武福井店利用客等への告知・誘導等

- ・ 西武福井店利用客や、店舗周辺の歩行者等に対し、事前告知や誘導により、集客を図ること。

③その他

- ・ 上記のほか、県内外に発信できるような独自の広報活動を実施すること。
- ・ テレビ、新聞、雑誌、インターネット等を通じて、効果的と思われるパブリシティ活動を展開すること。

(4) 駐車料金の割引

開催期間中に西武福井店が負担する駐車料金について、1,187.5万円を上限に西武福井店が負担した分に限り支払うこと。なお、西武福井店が負担したことが分かるものを県に提出すること。

(5) 工程管理

契約上定められた工程を遵守し、誠実に実行すること。なお、進捗状況については、県商業・市場開拓課に随時報告するとともに指示に従うこと。

(6) 結果報告

今回の開催に向けて、事業効果の検証や広報に活用するため、事業の開催結果を取りまとめた報告書を作成する（データも提供）。

(7) 西武福井店との経費分担等

今回、観光消費拡大イベントにおいて西武福井店が参加店舗から売上げの一定割合の収入を受けることなどから、西武福井店が経費の一部を負担する。

経費の負担については、基本的に、下記の考え方とする。採用決定後、疑義が生じた場合は関連企画等の開催経費も含め県商業・市場開拓課や西武福井店との協議の上で、決定していく。

項目	西武福井店	委託事業者
観光消費拡大イベント	・会場使用料	・左記以外の運営、開催経費 (会場設営費、展示造作費も対象)
広報	なし (ただし、店内掲示や西武福井店の独自媒体等の活用を除く)	・すべての企画、運営、実施経費

#### (8) その他

- ・企画提案書は、上記の仕様等を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
- ・駅周辺施設、駅前商店街が参加する街なかの賑わいにつながる連携イベントを提案に盛り込むことを可能とする。
- ・県内外への販路拡大のため、オンラインストア「福井の口福」に出品できる商品の発掘、販売促進についての提案を盛り込むことを可能とする。(出品商品については、出展商品や出展事業者の商品を想定。また、事業者が出品を希望した場合は、手続きが円滑に進むよう事業者と西武福井店と調整を図ること。)
- ・企画提案の内容については、採用決定後に県商業・市場開拓課や西武福井店と協議の上、変更して実施することがある。
- ・受託事業者は、この事業の実施に当たって、県商業・市場開拓課との協議なしに単独でスポンサーを募ってはならない。
- ・実施に当たっては、可能な限り「福井県庁グリーン購入推進方針」(平成13年4月27日)に基づき、環境物品等の調達に努めなければならない。
- ・作成した展示物の所有権、著作権等のすべての権利は、福井県に帰属するものとする。

## 5 予算限度額

委託料38,918千円

(消費税および地方消費税を含む。ただし、消費税率は10%とする。)

## 6 参加方法等について

### (1) 参加者の要件

企画提案書を提出することができる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- ②福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。ただし、福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、企画提案書等提出時点において、同条に規定する競争入札参加資格審査の申請を提出済みであれば、本件業務の参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件業務における参加資格を喪失するものとする。
- ③参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けていないこと。

- ④参加資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤県税に滞納がない者であること。
- ⑥提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- ⑦次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## （2）参加資格認定の申請

企画提案を行おうとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

① 提出期限	令和8年4月16日（木）17時 必着
② 提出方法	持参または郵送等（郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないよう、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。）
③ 提出部数	1部
④ 提出先	福井県庁4階 産業労働部商業・市場開拓課
⑤ 提出書類	ア 企画提案参加申込書（別紙様式1） イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し

## （3）資格審査の結果通知

上記（2）により、企画提案参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和8年4月22日（水）までに書面により通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさないと判断した理由を書面に記載する。

(4) 企画提案書の提出

参加資格の認定を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。なお、提出後の提出書類の追加および変更は認めない。

また、参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。

① 提出期限	令和8年5月7日（木）12時 必着
② 提出方法	持参または郵送等（郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。）
③ 提出部数	下記イの企画提案書のみ5部、その他は1部で可
④ 提出先	福井県産業労働部商業・市場開拓課 県庁4階
⑤ 提出書類	<p>ア 企画提案書提出票（別紙様式2）</p> <p>イ 以下の（1）～（7）の内容を盛り込んだ企画提案書 （※A4版で作成すること）</p> <p>（1）基本的な考え方 本事業を行うにあたっての方針（重視する点）を記載すること。</p> <p>（2）観光消費拡大イベント 基本的には募集要領の仕様を考慮する。ただし、仕様とは異なった視点による提案（明確な理由を付けること）や内容の追加も可とする。</p> <p>①参加想定店舗一覧 募集要領の商品および参加店舗の選定基準に沿っており、交渉による出展実現可能性の高い事業者の一覧を想定して作成すること。</p> <p>②商品の魅力を高める取組み 参加店舗による対応の可能性も考慮し、できる限り具体的な方法を記載すること。（来場者による人気投票やアンケートの実施方法も含む）</p> <p>③買い回りを促進する取組み 西武福井店と連携し、買い回りを促進するような取組みを実施すること。</p> <p>④会場レイアウト 大まかなイメージで構わないので、出展テーマに関連した参加店舗のゾーニングや、パネル等のPR資材等の配置を記載すること。</p> <p>⑤その他（上記以外の提案がある場合）</p> <p>（3）広報</p> <p>①ポスター、チラシ等 ターゲットとなる客層等を設定した上で、媒体ごとにスケジュールや、配布部数、対象地域、集客効果等について記載すること。 ポスター、チラシ等のキービジュアルについても提案書に盛り込むこと。</p> <p>②雑誌・SNS・デジタルツールを活用した情報発信等 ターゲットとなる客層等を設定した上で、掲載内容、ページ数、効果</p>

	<p>等について記載すること。</p> <p>③その他（上記以外の提案がある場合）</p> <p>(4) 企画・運営に係るスケジュールおよび運営体制</p> <p>(5) 観光消費拡大イベント等における運営体制等</p> <p>①観光消費拡大イベント</p> <p>運営および販売支援に係る人員体制について記載すること。</p> <p>②関連イベント等</p> <p>運営における人員体制について記載すること。</p> <p>※①、②とも参加店舗等が対応する部分も明確にした上で、提案すること。</p> <p>(6) 事業費の見込みおよびその内訳</p> <p>(7) 過去2年間に官公署等との間で交わした、本事業と種類および規模を同じとする事業にかかる契約書の写し</p>
⑥ 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画提案に係る経費はすべて提案者の負担とする。</li> <li>・ 提出された書類は、一切返却しない。</li> <li>・ 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲内において複製することがある。</li> </ul>

## 7 質問および回答

質問は、必ず（別紙様式3）「質問票」により、令和8年4月16日（木）17時（必着）までに県商業・市場開拓課宛へ電子メールで提出すること。

## 8 委託先候補者の選定等

### (1) 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、選定委員会において総合的に審査した上で、委託先候補者を選定する。選定委員会の実施日は、5月14日（木）午後を予定しており、必要に応じてヒアリングやプレゼンテーションを求める場合がある。なお、ヒアリング等を実施する場合は、詳細を別途提案者に連絡する。

### (2) 審査方法

選定委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書等の内容（実施内容、実現性、体制、経費など）について、公正な審査を行う。選定委員会の審査において、最も評価の高かった提案者を委託先候補者として選定する。

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に対し、書面により通知する。

## 9 契約の締結

県は、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容を元に、業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- ① 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- ② 財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき
- ③ その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適當となるような事情が生じた場合

## 10 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、県との協議の上その承諾を得るものとする。

## 11 打合せ

本業務を進めるにあたっては、県商業・市場開拓課担当者および西武福井店担当者と打合せをすることとし、その際には、受託者は県に日程等の調整を依頼することとする。

なお、打合せに係る費用等は、受託者が負担することとする。

## 12 問い合わせ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県産業労働部商業・市場開拓課 商業・サービス業グループ（担当 杉本）

TEL 0776-20-0369

FAX 0776-20-0645

E-mail syokai@pref.fukui.lg.jp